民家防音工事助成金交付要綱に係る実施要領

（総則）

第１条 この要領は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団民家防音工事助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める外、民家防音工事助成金交付事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の流れ）

第２条 基本的な事務の流れは、別紙１によるものとする。

（助成対象者）

第３条 助成対象者は、民家防音工事を実施する住宅に居住する者であって、住民票によるほか生活実態等を勘案のうえ確認する。

２ 改築済住宅防音工事、拡充工事及び内窓設置工事にあっては、同一の者が２度以上にわたり助成対象者となることを認めない。ただし、拡充工事及び内窓設置工事について、第１４条の規定により残存価格を返還した場合は、この限りではない。

３ 告示日後住宅防音工事、空気調和機器追加工事、後継者住宅防音工事及び隣接区域住宅防音工事にあっては、同一の者が各工事の本体工事又は空調工事において２度以上にわたり助成対象者となることを認めない。ただし、併行防音工事又は更新工事の場合は、この限りではない。

４ 後継者住宅防音工事にあっては、申請しようとする者が後継者住宅防音工事の基準日から家屋を継続して所有し、かつ、認定等の申請前１年以上居住していない場合には、助成対象者となることを認めない。ただし、成田空港会社、関係自治体又は財団による建て替え再助成の場合、又は、土地収用法第３条（収用適格事業）に該当する公共事業により家屋を解体し、第 1 種区域内に家屋を建築又は購入して転居した場合については、この限りではない。

（助成の申請）

第４条 告示日後住宅防音工事又は隣接区域住宅防音工事の助成の申請に当たっては、本体工事又は空調工事に分けて申請できるものとする。

２ 改築済住宅防音工事、告示日後住宅防音工事、空気調和機器追加工事、後継者住宅防音工事、隣接区域住宅防音工事、拡充工事及び内窓設置工事の申請は、一建物につき本体工事及び空調工事とも１回のみとする。ただし、併行防音工事又は更新工事の場合は、この限りではない。

（工事費）

第５条 要綱第５条に規定する民家防音工事の限度額は、第３条第１項に規定する対象者の人数及び工事の種類に応じ、別表１に掲げるとおりとする。ただし、第１種区域内の１人

世帯において、同一敷地外に直系卑属２親等内の血族がいることが認められた場合は、２人世帯とみなすことができる。

２ 空気調和機器に係る限度額は、対象機器及び工事種別に応じ、別表２に掲げるとおりとする。この場合において、対象機器及び工事種別は、次表に基づき判断するものとする。

対象機器	工事種別	判　　断　　基　　準
冷暖房機（屋外機の設置型式）	一　般　型	地面、ベランダ、物干し等に設置するもの
	二　段　型	二段式架台を設置するもの
	屋根置型	木造建物等の屋根等に設置するもの
	壁取付型	建物の壁に設置するもの
空調換気扇	空調換気扇	空調換気扇
レンジ用換気装置	浅　　型	浅型強制排気型
	連　動　型	給気システム
	深　　型	自然給気強制排気型

３ 集合住宅に係る限度額は、居室数及び工事の種類に応じ、別表３に掲げるとおりとする。 ４内窓設置工事については、寝室と認められれば、原則として家族の人数分の寝室数を上限とする。

５ 後継者住宅防音工事における世帯人数は、後継者本人とその配偶者及び子等の民法上の扶養義務の範囲内とする。

（遮音区画の取り方）

第６条 第１種区域内においては、遮音区画は住宅の外郭とすることができる。また、隣接区域内においては、原則として浴室、脱衣所、洗面所、便所、物置、倉庫等は区画から除外するものとする。

（標準と異なる冷暖房能力の機器の設置）

第７条 住宅の所有者等から設計基準に定める冷暖房機の能力と異なる能力の機器設置の希望がある場合において、この機器でも空気調和を満足できる見込みがある場合は、当該機器を設置できるものとする。

２ 集合住宅において、複数の世帯を対象とした集中冷暖房方式等の希望がある場合は、その有効性、居住者間の合意等を確認の上、当該方式にすることができる。ただし、助成金の交付額算定に当たっては、通常の方式との比較を行い、助成金に係る部分を明らかにしておくものとする。

（部位省略）

第８条 防音工事について、別紙２「防音判定基準」に基づき防音工事の省略（以下「部位

省略」という。）が可能な住宅にあっては、部位省略を行うことができる。ただし、部位省略が設計図書等の資料もなく外見からは判定が困難な場合には、遮音性能のランクを下げて運用を行うこととする。

２ 住宅の所有者等が、遮音区画又は空気調和機器等の一部省略をしようとする場合は、理事長に民家防音工事省略届（別紙４）を提出しなければならない。

（民家防音工事に伴う補修）

第９条 防音建具、換気扇、冷暖房機の設置等に伴う外壁及び内壁の補修については、当該工事を実施する壁面等必要な範囲で、仕上げ材により補修するものとする。

（助成対象者の選定方針）

第１０条 助成対象者の選定に当たっては、老人、病人その他特に静穏な居住環境を必要とする者がいる世帯を、優先的に選定するものとする。

（委託契約）

第１１条 要綱第６条の認定を受けた者は、民家防音工事に係る設計監理業者を選定し、別紙５に準拠した委託契約を結ぶものとする。ただし、次の各号に掲げる工事を行うときはこの限りではない。

（１）空気調和機器追加工事

（２）隣接区域住宅防音工事のうちガラス交換工事を実施するとき

（３）民家防音工事のうち空調工事のみを実施するとき

（工事請負契約）

第１２条 要綱第８条の交付の決定を受けた者は、民家防音工事に係る工事請負業者を選定し、別紙６に準拠した工事請負契約を結ぶものとする。ただし、前条各号に掲げる工事にあっては別紙７に準拠した工事請負契約を結ぶものとする。

（助成金給付申請）

第１３条 要綱第１６条に規定する助成金給付申請書の提出に当たっては、当該申請書に委任状兼送金依頼書（別紙８、別紙８の２）を添付するものとする。

２ 前項の委任状兼送金依頼書により指定する振込指定金融機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。

３ 委任状兼送金依頼書に記載された振込指定金融機関の預金口座に誤りがあり、その誤りを起因として発生した手数料等は、送金依頼者が負担するものとする。

（拡充工事及び内窓設置工事に係る助成金残存額の返還）

第１４条 拡充工事及び内窓設置工事の助成事業者（助成を受けた者）が、当該工事の完成

検査日から１０年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、当該工事に係る助成金の内、外壁工事、内壁工事、天井工事及び内窓の残存価格を返還するものとする。

（１）残存価格は、当該工事の完成検査日から１０年を耐用年数として、定額法により算出する。

（２）火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

（延滞金）

第 15 条 拡充工事の助成事業者は、前条の規定により残存額の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

（集合住宅）

第 16 条 集合住宅の申請は、入居率が８０％以上あって、各室の居住者の同意を得た当該住宅を代表する者（賃貸住宅にあっては所有者、分譲住宅又は賃貸並びに分譲が混在する場合は、当該住宅を代表する管理組合等）が当該集合住宅の防音工事を一括して申請するものとする。

２ 当該集合住宅の空室は、防音工事の効率的施工上、やむを得ない場合は、当該空室部分に係わる部分についても、防音工事を実施するものとする。

（火災等の特例）

第 17 条 成田空港会社、関係自治体又は財団による防音工事実施済の住宅が、火災等により滅失し、又は著しく損壊したときは、当該住宅の減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第１の構造ごとの住宅の耐用年数を経過していない場合及び防音工事から１０年を経過していない場合にあっても、当該年数が経過したものとして取り扱う。ただし、火災の原因が助成対象者の故意又は重過失の場合はこの限りではない。

附則

この要領は、平成９年１１月６日から施行し、平成９年１０月１日から適用する。

附則

この要領は、平成１１年８月１８日から施行し、同年７月１日から適用する。

附則

この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成１５年１１月１日から施行する。

附則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この要領は、平成２５年７月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２６年９月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、令和元年１０月２１日から施行する。

附則

この要領は、令和元年１２月１２日から施行する。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年５月３０日から施行する。

附則

この要領は、令和７年４月２２日から施行する。

附則

この要領は、令和７年６月２１日から施行する。

別紙１

１．改築済住宅防音工事、告示日後住宅防音工事、後継者住宅防音工事、
　　隣接区域住宅防音工事（アルミサッシ化工事）、拡充工事及び内窓設置工事

◎認定申請から交付申請まで

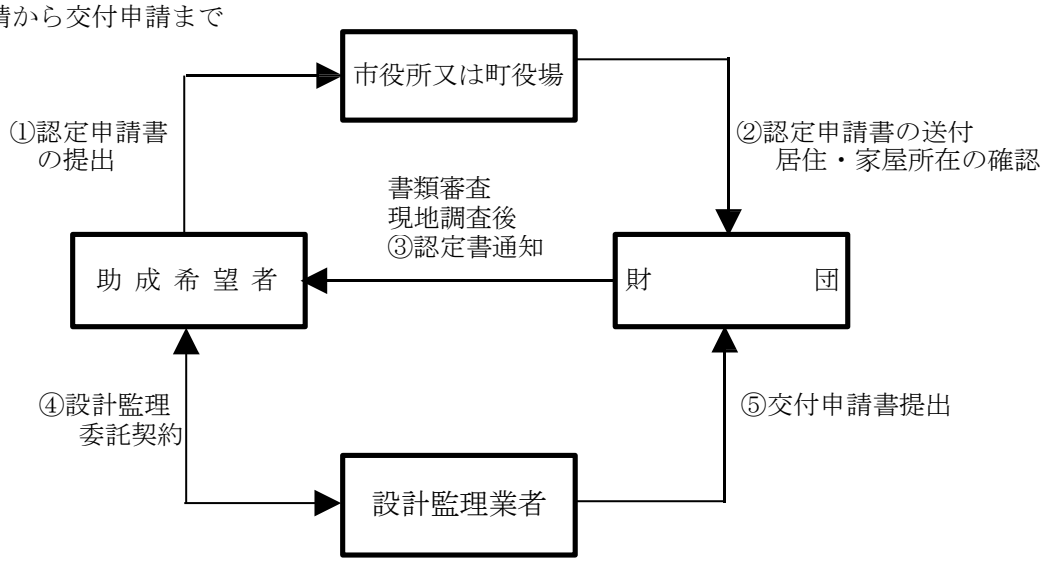

◎交付決定から支払いまで

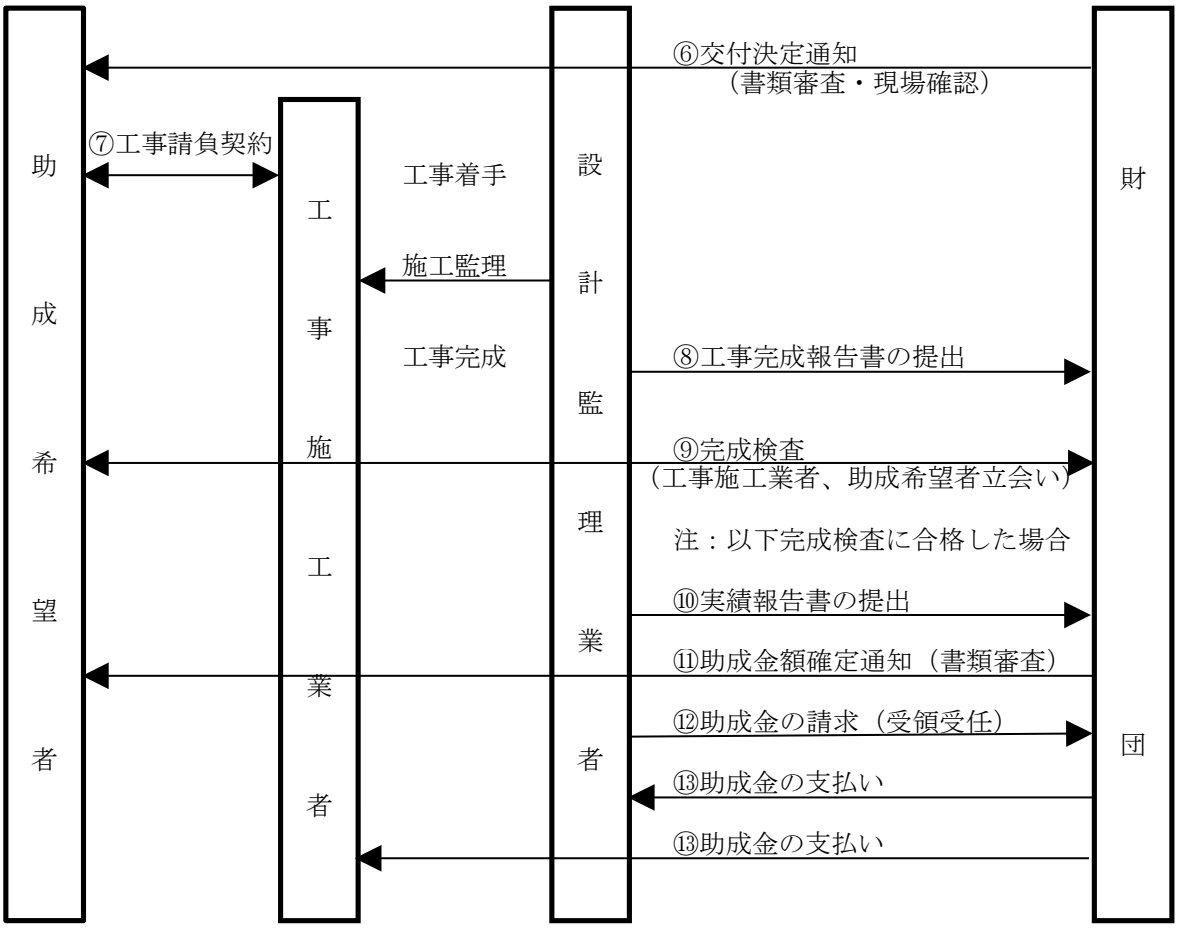

２．空気調和機器追加工事、隣接区域住宅防音工事（ガラス交換工事）及び
更新工事等の空気調和機器を設置する工事

◎認定申請から交付申請まで

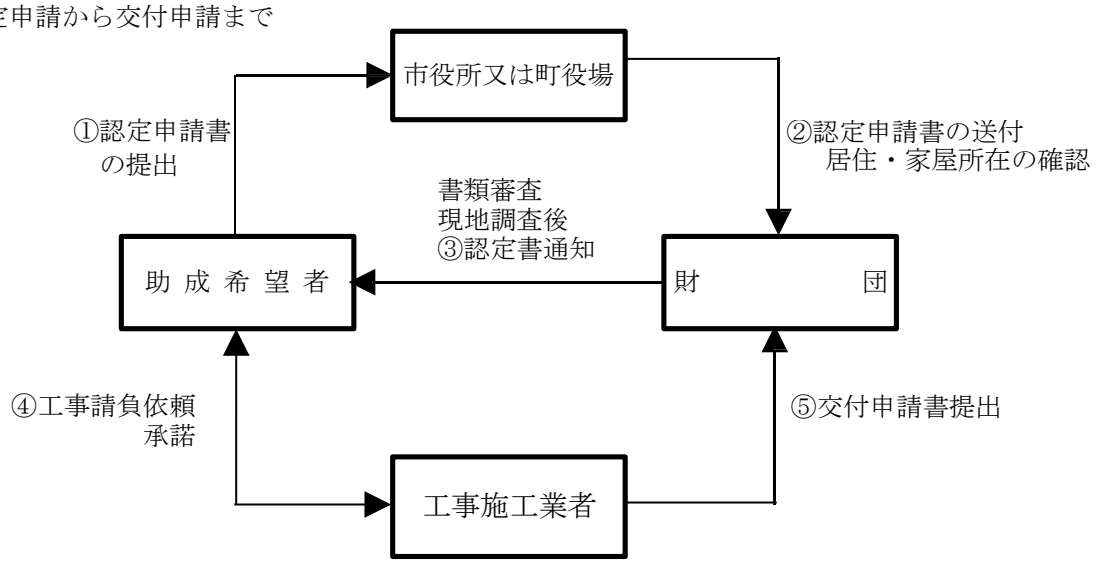

◎交付決定から支払いまで

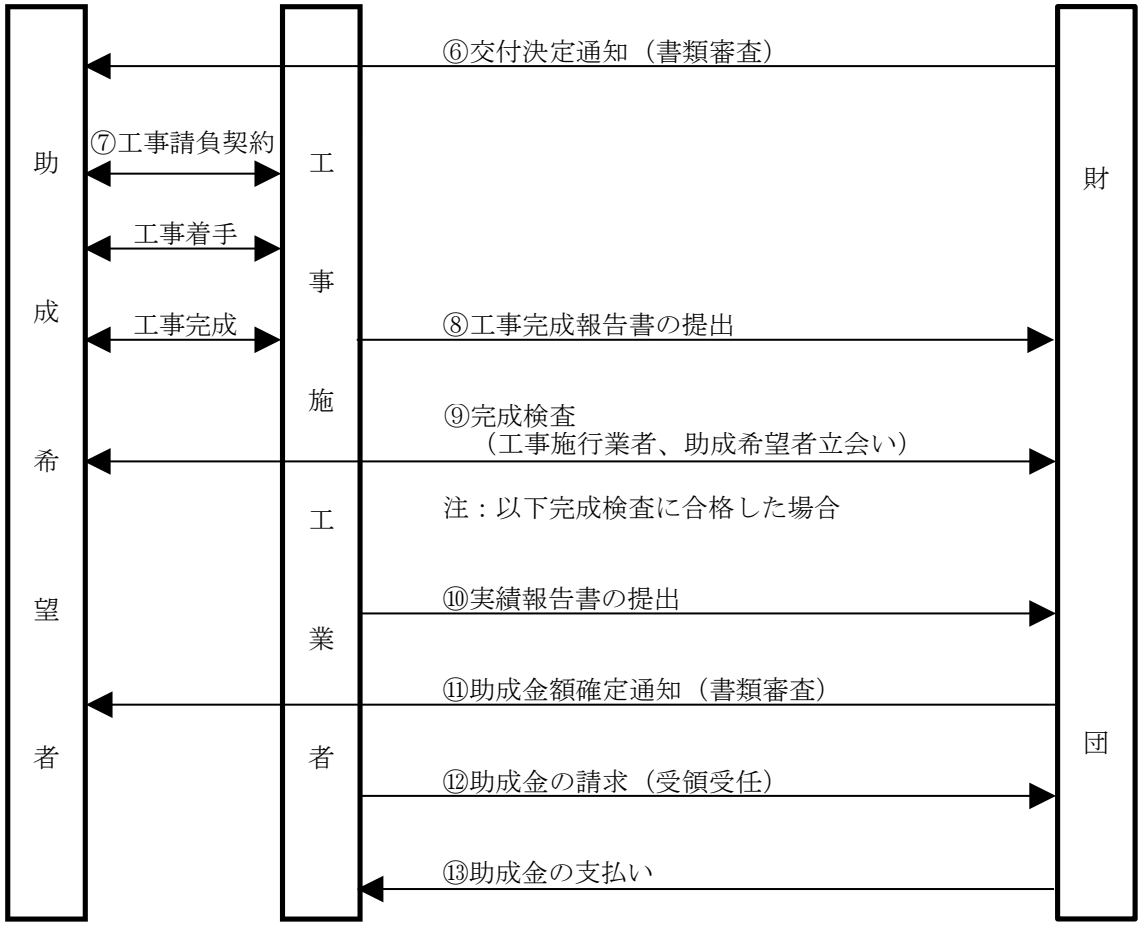

別紙２　　防音判定基準　（第８条関係）

１ 非工業化住宅 ： 木造系

窓性能ランク	外壁性能	Ｂ－２工法	Ｂ－２’工法	Ｃ－２工法
Ｔ － １等級性能以上	43dB以上	Ⅰ’	－	－
	38～42dB	Ⅱ	Ⅱ’	－
	33～37dB	Ⅱ	Ⅱ’	－
	32dB以下	Ⅲ	Ⅳ	－
Ｔ － １等級性能未満	43dB以上	Ⅰ’	－	Ⅰ
	38～42dB	Ⅱ	Ⅱ’	Ⅰ
	33～37dB	Ⅱ	Ⅱ’	Ⅰ
	32dB以下	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ

２ 非工業化住宅：鉄筋コンクリート系

窓 性 能 ラ ン ク	Ｂ－２工法	Ｃ－２工法
Ｔ － １等級性能以上	Ⅰ’	－
Ｔ － １等級性能未満	Ⅰ’	Ⅰ

表中の防音工事レベルの内容は、以下のとおりである。

― ： Ｂ－２’工法については防音措置が必要ない
　　Ｃ－２工法については防音措置が必要なく、空気調和機器設置工事のみ

Ⅰ ： 防音サッシ（Ｔ－１）に取り替え

Ⅰ’： 防音サッシ（Ｔ－２）に取り替え

Ⅱ ： 防音サッシ（Ⅰ’に準ずる）に取り替え及び一重天井（吸音材25㎜グラスウール）＋石膏ボード 9㎜

Ⅱ’： 一重天井（吸音材25㎜グラスウール）＋石膏ボード 9㎜
　　又は、 一重天井（吸音材25㎜グラスウール）＋化粧合板 6㎜

Ⅲ ： Ｂ－２工法については、Ⅱ及び外壁遮音性能33dB以上

Ⅳ ： Ｂ－２’工法については、Ⅱ’及び外壁遮音性能33dB以上

ただし、防音工事レベル内容において示したサッシの等級のＴ－1及びＴ－２については、JIS A 4706-1996に規定する音響透過損失の基準を満足しなければならない。

外壁性能は、別紙３外壁性能判定データによる。

３ 工業化住宅 ： 木質系及びコンクリート系

工業化住宅については、非工業化住宅の木造系の表を準用し、外壁遮音性能は、次のとおりとする。

43dB以上　Ｄ－45以上
38～42dB　Ｄ－40
33～37dB　Ｄ－35
32dB以下　Ｄ－30以下

別表１　（第５条関係）

改築済住宅防音工事

（本体工事費に係る限度額）　　単位：千円

区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
Ｂ－２工法	３，５００	５，８００	７，３００	８，８００
Ｃ－２工法	１，８００	３，０００	３，９００	４，８００

注１：世帯人数は、成田国際空港住宅騒音防止工事補助金交付規則に基づき、補助金交付を受けた際の人数を最低適用人数とする。

告示日後住宅防音工事

（本体工事費に係る限度額）　　単位：千円

区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
Ｂ－２工法	３，５００	５，８００	７，３００	８，８００
Ｃ－２工法	１，８００	３，０００	３，９００	４，８００

注１：空気調和機器工事については、別表２を準用する。

注２：併行防音工事については、後継者住宅防音工事の限度額を準用する。

後継者住宅防音工事

（本体工事費に係る限度額）　　単位：千円

区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
Ｂ－２工法	２，１００	３，１００	４，２００	５，３００
Ｃ－２工法(特殊)	１，４００	２，１００	２，８００	３，５００
Ｃ－２工法(市販)	９００	１，３００	１，７００	２，０００

注１：空気調和機器工事については、別表２を準用する。

注２：併行防音工事についても、この限度額とする。

注３：市販サッシのみ使用した場合は、Ｃ－２工法（市販）を適用する。

隣接区域住宅防音工事

（本体工事費に係る限度額）　　単位：千円

区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
ｱﾙﾐｻｯｼ化工事	１，５００	２，３００	３，１００	４，０００
ｶﾞﾗｽ交換工事	２２０	３１０	４００	４９０

注１：空気調和機器工事については、別表２を準用する。

注２：併行防音工事については、ガラス交換工事の限度額とする。

注３：世帯人数は、成田空港会社、関係市町及び共生財団の助成による防音工事を行い、補助金交付を受けた際の人数を最低適用人数とする。

拡充工事

（本体工事費に係る限度額）　　単位：千円

区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
Ｂ－２’工法	１，６００	１，８００	２，１００	２，４００

注１：世帯人数は、成田空港会社、関係市町及び共生財団の助成による防音工事を行い補助金交付を受けた際の人数を最低適用人数とする。

内窓設置工事

（壁天井の補完に係る限度額）　　単位：千円

区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
Ｂ－２’工法	８００	９００	１，０５０	１，２００

注１：世帯人数は、内窓工事申請時の人数とする。

（内窓設置費用助成額）　　単位：千円

区　　分		横×縦（㎜）	限度額	
			フロートガラス	和紙風硝子
引違い窓	２枚建て	1,500×1,000	１０９	１２６
		2,000×2,000	２０５	２５１
		3,000×2,450	２７９	３６５
	２枚建て格子	1,500×1,000	１２０	１４８
		2,000×2,000	２２１	２６８
		3,000×2,450	３０５	３９１
	３枚建て	3,000×1,000	１７４	２１０
		4,000×2,000	３４０	４３４
		5,000×2,450	４２９	５７４
	３枚建て格子	3,000×1,000	１９３	２２７
		4,000×2,000	３５７	４５１
		5,000×2,450	４４８	５９２
	４枚建て	3,000×1,000	１７４	２１０
		4,000×2,000	３５４	４４８
		5,000×2,450	４６６	６１０
	４枚建て格子	3,000×1,000	１９６	２３０
		4,000×2,000	３９０	４８５
		5,000×2,450	５０３	７３３
FIX窓		1,000×1,000	６６	７９
		1,500×2,000	１１３	１４９
		2,000×2,450	１４０	１９８
開き窓		600×1,000	６５	７２
		800×1,560	８４	９９
テラスドア		700×1,200	１０７	１１７
		700×1,900	１５８	１７３
		900×2,200	１７１	１９４
ガラス戸		900×1,800	１４９	１６７
ぶすま		900×900	９５	
		900×1,800	１４０	
ぶすま（額入）		900×900	９７	
		900×1,800	１４４	
欄間等		1,800×500	２９	

注１：上記の限度額は、内窓設置に要する１箇所当たりの額として計算する。

注２：上記に定めた規格以上の内窓については、その内窓の区分の最大値を限度額とする。

別表２　（第５条関係）

空気調和機器追加工事

（１）冷暖房機に係る限度額　　単位：円／台

区　　分	設　置　す　る　居　室　の　規　模			
	６畳以下	６畳を超え ８畳未満	８畳以上 １０畳未満	１０畳以上
限 度 額	１３５，１００	１４３，８００	１５４，１００	１８７，６００

注１：所有者等が更新工事の前に冷暖房機を撤去した場合は、限度額から１０，４００円を減額する。

（２）冷暖房機の付帯工事に係る限度額　　単位：円／台

配管延長	２ｍまで	４ｍまで	６ｍまで
	９，１００	１８，１００	２７，２００
室外機設置	壁 掛 型	屋根置型	二段置型
	１６，５００	１６，８００	２２，０００
高所工事	１３９，３００円		

（３）空調換気扇、レンジ用換気装置に係る限度額　　単位：円／台

区　　分		限 度 額
空調換気扇	壁掛型	５３，８００
レンジ用 換気装置	浅　型	６５，５００
	深　型（自然給気強制排気型）	１１５，４００

注１：所有者等が更新工事の前に空調換気扇を撤去した場合は限度額から４，９００円を、レンジ用換気装置を撤去した場合は限度額から６，１００円を減額する。

（４）電気設備工事費に係る限度額

幹線工事　：　１１７，３００円

屋内配線工事

冷暖房機：　１４，１００円

換 気 扇：　１０，１００円

（５）空気調和機器の移設工事に係る限度額　　単位：千円／世帯

工法区分	限度額			
	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
Ｂ－２工法	２０２	３１６	３５４	３８０
Ｃ－２工法	１３９	２１５	２５３	２６６
Ｃ－３工法	１３９	２１５	２５３	２６６

別表３　（第５条関係）

集合住宅に係る限度額　　単位：千円

工法区分		限度額			
		２室以下	３室	４室	５室以上
Ｂ－２工法		３，５００	５，８００	７，３００	８，８００
Ｃ－２工法		１，８００	３，０００	３，９００	４，８００
Ｃ－３工法	ｱﾙﾐｻｯｼ化	１，５００	２，３００	３，１００	４，０００
	ｶﾞﾗｽ交換	２２０	３１０	４００	４９０

別紙３

外壁性能判定データー（内外面工法別）

１　外壁	建　　築　　構　　造 外　面　　内　面	面 密 度 (kg/㎡)	500 Hz の透過損失値	壁体遮音等級性能
	凡例　各データーの先頭番号 １：43dB 以上　２：42 ～ 38dB 以上 ３：37 ～ 33dB 以上　４：32dB 以下 記号　ＡＳ（空気層厚さ） ＧＷ：グラスウール ＲＷ：ロックウール			
内外面湿式				
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ 180t ＋両面ﾌﾟﾗｽﾀｰ壁 13t	440	53	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t （千鳥間柱）		52	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(65)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t （真壁造）		48	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t （大壁造）		47	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		47	
1	重量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 150t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ壁		45	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ B 種 150t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ壁 25t	180	45	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 150t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗		44	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ 120t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 20t		44	
2	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 100t ＋両面油性塗料	160	41	
2	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 100t ＋両面ﾌﾟﾗｽﾀｰ壁 15t		41	
2	土壁 150t 以上			Ｄ－ 40
2	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ B 種 150t ＋両面ｵｲﾙﾍﾟｲﾝﾄ吹付		40	
2	ALC 板 100t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 15t	121	40	
2	ALC 板 100t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 15t	115	39	
3	ﾗｽﾓﾙﾀﾙ 20t ＋合板 9t ＋吸音材 50t(24k)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋京壁（真壁造）			Ｄ－ 35
3	ALC 板 100t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 6t	81	35	
4	気泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 75t ＋両面 SM ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗ﾓﾙﾀﾙ塗 6t		31	
外面湿式 内面乾式				
1	ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 100t ＋ GW40t(25k)		47	

		＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t			
	2	ﾓﾙﾀﾙ 10t ＋木片ｾﾒﾝﾄ板 50t		40	
	3	ﾜｲﾔﾗｽ下地ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ AS(100)＋合板 3t		36	
	3	ﾗｽﾓﾙﾀﾙ 20t ＋合板 9t ＋ AS(40)＋ GW50t (24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t			D ― 35
	3	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(100) ＋合板 3t		35	
	3	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ AS(100)＋合板 3t		34	
	4	ﾗｽﾓﾙﾀﾙ 20t ＋木ずり 7t ＋ AS(40)＋ GW50t (24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t			D ― 25
外面乾式 内面湿式					
	1	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ AS(100)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t ＋ﾓﾙﾀﾙ 25t		46	
	1	小波ｽﾚｰﾄ＋ AS(50)＋ GW50t(32k)＋ﾓﾙﾀﾙ 30t		44	
	1	縁甲板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t　　(千鳥間柱)		44	
	1	波型亜鉛鉄板#30 ＋ AS(50)＋ GW50t(32k) ＋ﾓﾙﾀﾙ 30t		43	
	1	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t ＋ AS(100)＋ﾌﾟﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋下地ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		43	
	2	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		42	
	2	下見板 7t ＋ GW25t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		40	
	2	縁甲板 12t ＋ GW25t ＋ AS(75)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		39	
	2	縁甲板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		38	
	2	波型亜鉛鉄板#30 ＋ GW25t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		38	
	3	下見板 7t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		36	
	3	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11 ～ 14t ＋合板 9t ＋吸音材 50t (24k)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾓﾙﾀﾙ 15t　　(真壁)			D ― 35
	3	波型亜鉛鉄板#30 ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		34	
	4	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11 ～ 14t ＋吸音材 50t(24k)＋ﾗｽ			D ― 30

	ﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾓﾙﾀﾙ 15t 京塗壁　　（真壁）			
外面乾式 内面乾式				
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 100t ＋軽鉄ｽﾀｯﾄﾞ 50t(@450)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t		52	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 100t ＋ GL ﾎﾟﾝﾄﾞ 45t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t		51	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 150t　ρ＝2.4	360	50	
1	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 150t ρ＝1.7	250	49	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 100t　　ρ＝2.4	240	48	
1	ALC 板 100t ＋ RW30t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t ＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6.3t　　（木造額縁@ 450）	74	45	
1	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 6t ＋軽鉄下地［-100×50×20×23］＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板6t	23	44	
1	縁ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11t ＋ AS(40)＋ GW50t(32k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	22.1	43	
2	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ GW50t ＋ AS(50)＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t		40	
2	ALC 板 100t ＋ AS(40)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t		39	
2	横ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 13t ＋ AS(40)＋ GW50t(32k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	28.7	38	
3	縦羽目板 7t ＋ AS(15)＋ GW50t ＋ AS(15)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋合板 3t		36	
3	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11 ～ 14t ＋ AS(40)＋吸音材 50t(24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t			Ｄ－ 35
3	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11　～ 14t ＋合板 9t ＋ AS(40)＋吸音材 50t(24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t			Ｄ－ 35
3	縁甲板 12t ＋ GW25t ＋ AS(75)＋合板 3t		34	
3	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75)＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t		33	
3	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25(32k)＋ AS(75)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t		33	
4	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ AS(100)＋積層板 30t		32	
4	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t ＋ AS(100)＋合板 3t		31	
4	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板＋ AS(100)＋合板 3t		30	
4	ALC 板 100t	55	29	
4	小波ｽﾚｰﾄ６． 3t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t		28	
4	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ B 種 150t ＋両面素面		28	

4	ALC 板 100t	50	28	
4	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ仕上げなし	160	27	
4	縁甲板 12t ＋ AS(100)＋合板 3t		26	
4	波型亜鉛鉄板#30 ＋ GW25t ＋ AS(75)＋合板 3t		24	
4	縦羽目板 7t ＋ AS(75)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋合板 3t		24	
4	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75)＋木片ｾﾒﾝﾄ板 50t		23	
4	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ AS(100)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t		22	
4	下見板 7t ＋ AS(100)＋合板 3t		19	
4	波型亜鉛鉄板#30 ＋ AS(100)＋合板 3t		17	
4	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t		17	

工業化住宅 中空二重壁	建　築　構　造 外　面　　内　面	壁　厚 （mm）	500 Hz の 透過損失 値	壁体遮音 等級性能
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t ＋ AS(14)＋ GW70t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋ AS(40)＋胴縁＋ﾗﾜﾝ合板 5t　ｸﾛｽ仕上	130		Ｄ－ 40
	ｶﾗｰﾍﾞｽﾄｼﾝｸﾞﾙ 4.5t ＋ｺﾝｸﾘｰﾄ板 12t ＋ GW ＋ AS ＋ﾗﾜﾝ合板 4t　ｸﾛｽ仕上	115.5		Ｄ－ 35
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋ GW90t ＋ﾗﾜﾝ合板 2.7t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t　ｸﾛｽ仕上	113.7		Ｄ－ 35
	ﾘｼﾝ吹付 2t ＋ PC 板 120t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 20t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t	146		Ｄ－ 35
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t ＋ AS(34)＋ GW50t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 4t	107		Ｄ－ 35
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6.3t ＋ GW25t ＋ AS(40)＋ﾗﾜﾝ合板 4t　ｸﾛｽ仕上	99.3		Ｄ－ 30
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋合板 5.5t ＋ GW25t ＋ AS(59.5)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋じゅらく壁	109		Ｄ－ 30
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 5t ＋合板 3t ＋ GW25t ＋ AS(50)＋合板 5t　ｸﾛｽ仕上	86		Ｄ－ 30
	ﾘｼﾝ吹付ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 3t ＋合板 5t ＋ AS(61.8)＋ GW25t ＋合板 5t ＋ﾋﾞﾆｰﾙｸﾛｽ仕上	100		Ｄ－ 30
	ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋合板 5.5t ＋ Fﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝ 25t ＋ AS(35)＋合板 4t	84.5		Ｄ－ 30
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋ GW50t ＋ AS(75)＋ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ 12t	149		Ｄ－ 30
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t ＋ AS(14)＋ GW50t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋ AS(51)＋胴縁＋合板５ｔ　ｸﾛｽ仕上	130		Ｄ－ 30
	ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋合板 5.5t ＋ GW50t(10k)＋胴縁 12t ＋合板 2.5t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	104		Ｄ－ 30
	石綿硅酸ｶﾙｼｳﾑ板 10t ＋ GW25t(16k)＋ AS(55)＋ﾗﾜﾝ合板 4t	103		Ｄ－ 30
	ﾘｼﾝ吹付石綿ｽﾚｰﾄ 8t ＋ GW30t+AS(30)＋石綿ｽﾚｰﾄ 6t　じゅらく吹付	74		Ｄ－ 30
	ﾘｼﾝ吹付ｺﾝｸﾘｰﾄ板 40t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 25t ＋ AS(95)＋胴縁＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	169		Ｄ－ 30
	ｺﾝｸﾘｰﾄ板 40t+GW50t ＋ AS(60)＋胴縁＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋繊維壁	159		Ｄ－ 30

	ｺﾝｸﾘｰﾄ板 40t ＋ｽﾀｲﾛﾌｫｰﾑ 20t ＋ＡＳ(60)＋胴縁＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 5t	165		Ｄ－30
	ｺﾝｸﾘｰﾄ板 120t ＋繊維壁 3t	123		Ｄ－30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋ GW20t ＋ AS(91)＋ﾊﾞｯｷﾝ 10t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t　ﾋﾞﾆｰﾙｸﾛｽ仕上	165		Ｄ－30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付ｺﾝｸﾘｰﾄ板 40t ＋ AS(120)＋胴縁＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 4t	173		Ｄ－30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 25t ＋ AS(55)＋下地枠 25t ＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 4t	149		Ｄ－30
	PC 版 40t ＋ GW50t ＋ AS(30)＋胴縁＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋じゅらく 10t	169		Ｄ－30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 80t ＋ AS(55)＋下地枠＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 11t ＋繊維壁 2t	165		Ｄ－30
	石綿ｽﾚｰﾄ 4t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t ＋ AS(74)＋ GW75t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	137		Ｄ－30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 50t ＋ AS(70)＋ GW25t ＋下地枠＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋繊維壁 18t	187		Ｄ－30
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 3.2t ＋ﾗﾜﾝ合板 2.7t ＋ GW25t ＋ AS(45.1)＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋合板 4t	84		Ｄ－30’
	ﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ 20t ＋ AS(60)＋合板 4t	155		Ｄ－30”
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t ＋ Fﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝ 18t ＋ AS(54)＋合板 4t　ｸﾛｽ貼	82		Ｄ－30”
	化粧石綿ｽﾚｰﾄ 6t ＋ GW50t ＋ AS(15)＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋化粧合板 4t	79		Ｄ－30”
	ﾘｼﾝ吹付ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 3t ＋合板 5t ＋ GW25t ＋ AS(52)＋合板 5t	90		Ｄ－30”
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋合板 5.5t ＋ GW25t ＋ AS(59.5)＋合板 4t	106		Ｄ－30”
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板＋合板 9t ＋ GW50t(40k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	87		Ｄ－25

外壁性能判定データ（遮音性能ランク別）

外壁ランク	建　築　構　造 外　面　　内　面	面密度 (kg / ㎡)	500 Hz の 透過損失 値	壁体遮音 等級性能
４３ｄＢ以上	凡例　各データの先頭番号 １：内外面湿式　２：外面湿式内面乾式 ３：外面乾式内面湿式　４：内外面乾式 記号　ＡＳ（空気層厚さ） ＧＷ：グラスウール ＲＷ：ロックウール			
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ 180t ＋両面ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗 13t	440	53	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t （千鳥間柱）		52	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(65)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t （真壁造）		48	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t （大壁造）		47	
1	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		47	
1	重量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 150t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗		45	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ B 種 150t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 25t	180	45	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 150t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗		44	
1	ｺﾝｸﾘｰﾄ 120t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 20t		44	
2	ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 100t ＋ GW40t(25k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t		47	
3	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ AS(100)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t ＋ﾓﾙﾀﾙ 25t		46	
3	小波ｽﾚｰﾄ＋ AS(50)＋ GW50t(32k)＋ﾓﾙﾀﾙ 30t		44	
3	縁甲板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t （千鳥間柱）		44	
3	波形亜鉛鉄板#30 ＋ AS(50)＋ GW50t(32k)＋ﾓﾙﾀﾙ 30t		43	
3	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t ＋ AS(100)＋ﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋下地ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		43	
4	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 100t ＋軽鉄ｽﾀｯﾄﾞ 50t(@ 450)		52	

	＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t			
4	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 100t ＋ GL ﾎﾞﾝﾄﾞ 45t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t		51	
4	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 150t　　ρ＝2.4	360	50	
4	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 150t　　ρ＝1.7	250	49	
4	ｺﾝｸﾘｰﾄ PC 板 100t　　ρ＝2.4	240	48	
4	ALC 板 100t ＋ RW30t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t ＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6.3t　　（木造胴縁@ 450）	74	45	
4	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 6t ＋軽鉄下地［－100×50×20×23］ ＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板6t	23	44	
4	縦ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11t ＋ AS(40)＋ GW50t(32k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	22.1	43	
42dB 以下 38dB 以上				
1	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 100t ＋両面油性塗料	160	41	
1	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 100t ＋両面ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗 15t		41	
1	土壁 150t 以上			D ― 40
1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ B 種 150t ＋両面ｵｲﾙﾍﾟｲﾝﾄ吹付		40	
1	ALC 板 100t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 15t	121	40	
1	ALC 板 100t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 15t	115	39	
2	ﾓﾙﾀﾙ 10t ＋木片ｾﾒﾝﾄ板 50t		40	
3	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		42	
3	下見板 7t ＋ GW25t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		40	
3	縁甲板 12t ＋ GW25t ＋ AS(75)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		39	
3	縁甲板 12t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		38	
3	波型亜鉛鉄板#30 ＋ GW25t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		38	
4	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ GW50t ＋ AS(50)＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t		40	
4	ALS 板 100t ＋ AS(40)＋石膏ボード 9t		39	
4	横ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 13t ＋ AS(40)＋ GW50t(32k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	28.7	38	
37dB 以下 33dB 以上				

	1	ﾗｽﾓﾙﾀﾙ 20t ＋合板 9t ＋吸音材 50t(24k)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋京壁　(真壁造)			D ― 35
	1	ALC 板 100t ＋両面ﾓﾙﾀﾙ塗 6t	81	35	
	2	ﾜｲﾔﾗｽ下地ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ AS(100)＋合板 3t		36	
	2	ﾗｽﾓﾙﾀﾙ 20t ＋合板 9t ＋ AS(40)＋ GW50t (24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t			D ― 35
	2	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾜｲﾔﾗｽ＋下地板 12t ＋ AS(100) ＋合板 3t		35	
	2	ﾓﾙﾀﾙ 20t ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ AS(100)＋合板 3t		34	
	3	下見板 7t ＋ AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		36	
	3	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11 ～ 14t ＋合板 9t ＋吸音板 50t (24k)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾓﾙﾀﾙ 15t　(真壁)			D ― 35
	3	波形亜鉛鉄板#30+AS(100)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 13t		34	
	4	縦羽目板 7t ＋ AS(15)＋ GW50t ＋ AS(15) ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋合板 3t		36	
	4	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11 ～ 14t ＋ AS(40)＋吸音材 50t (24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t			D ― 35
	4	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11 ～ 14t ＋合板 9t ＋ AS(40)＋ 吸音材 50t(24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t			D ― 35
	4	縁甲板 12t ＋ GW25t ＋ AS(75)＋合板 3t		34	
	4	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75) ＋ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t		33	
	4	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75) ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t		33	
32dB 以下					
	1	気泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 75t ＋両面 SM ﾌﾟﾗｽﾀｰ塗ﾓﾙﾀﾙ塗 6t		31	
	2	ﾗｽﾓﾙﾀﾙ 20t ＋木ずり 7t ＋ AS(40)＋ GW50t (24k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t			D ― 25
	3	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ 11 ～ 14t ＋吸音材 50t(24k)＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾓﾙﾀﾙ 15t 京壁塗　(真壁)			D ― 30
	4	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ AS(100)＋積層板 30t		32	
	4	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 4t ＋ AS(100)＋合板 3t		31	
	4	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板＋ AS(100)＋合板 3t		30	
	4	ALC 板 100t	55	29	
	4	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t		28	

4	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ B 種 150t ＋両面素面		28	
4	ALC 板 100t	50	28	
4	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ　仕上げなし	160	27	
4	縁甲板 12t ＋ AS(100)＋合板 3t		26	
4	波形亜鉛鉄板#30 ＋ GW25t ＋ AS(75)＋合板 3t		24	
4	縦羽目板 7t ＋ AS(75)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋合板 3t		24	
4	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75)＋木片ｾﾒﾝﾄ板 50t		23	
4	小波ｽﾚｰﾄ 6.3t ＋ AS(100)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t		22	
4	下見板 7t ＋ AS(100)＋合板 3t		19	
4	波形亜鉛鉄板#30 ＋ AS(100)＋合板 3t		17	
4	ｱﾙﾐ中角波板 0.8t ＋ GW25t(32k)＋ AS(75)＋木毛ｾﾒﾝﾄ板 25t		17	

工業化住宅 中空二重壁	建　築　構　造 外　面　内　面	壁　厚 （ｍｍ）	500 Hz の 透過損失 値	壁体遮音 等級性能
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t ＋ AS(14)＋ GW70t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋AS(40)＋胴縁＋ﾗﾜﾝ合板 5t ｸﾛｽ仕上	130		D ― 40
	ｶﾗｰﾍﾞｽﾄｼﾝｸﾞﾙ 4.5t ＋ｺﾝｸﾘｰﾄ板 12t ＋ GW ＋ AS ＋ﾗﾜﾝ合板 4t　ｸﾛｽ仕上	115.5		D ― 35
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋ GW90t ＋ﾗﾜﾝ合板 2.7t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t　ｸﾛｽ仕上	113.7		D ― 35
	ﾘｼﾝ吹付 2t ＋ PC 板 120t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 20t ＋ ﾗﾜﾝ合板 4t	146		D ― 35
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t ＋ AS(34)＋ GW50t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 4t	107		D ― 35
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6.3t ＋ GW25t ＋ AS(40)＋ﾗﾜﾝ合板 4t　ｸﾛｽ仕上	99.3		D ― 30
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋合板 5.5t ＋ GW25t ＋ AS(59.5) ＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋じゅらく壁	109		D ― 30
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 5t ＋合板 3t ＋ GW25t ＋ AS(50) ＋合板 5t　ｸﾛｽ仕上	86		D ― 30
	ﾘｼﾝ吹付ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 3t ＋合板 5t ＋ AS(61.8) ＋ GW25t ＋合板 5t ＋ﾋﾞﾆｰﾙｸﾛｽ仕上	100		D ― 30
	ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋合板 5.5t ＋ Fﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝ 25t ＋AS(35)＋合板 4t	84.5		D ― 30
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋ GW50t ＋ AS(75)＋ ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ 12t	149		D ― 30
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t+AS(14)＋ GW50t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋ AS(51)＋胴縁＋合板 5t　ｸﾛｽ仕上	130		D ― 30
	ﾓﾙﾀﾙ 15t ＋合板 5.5t ＋ GW50t(10k)＋胴縁 12t ＋合板 2.5t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	104		D ― 30
	石綿硅酸ｶﾙｼｳﾑ板 10t ＋ GW25t(16k)＋ AS(55)＋ﾗﾜﾝ合板 4t	103		D ― 30
	ﾘｼﾝ吹付石綿ｽﾚｰﾄ 8t ＋ GW30t ＋ AS(30)＋ 石綿ｽﾚｰﾄ 6t　じゅらく吹付	74		D ― 30
	ﾘｼﾝ吹付ｺﾝｸﾘｰﾄ板 40t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 25t ＋ AS(95)＋胴縁＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	169		D ― 30
	ｺﾝｸﾘｰﾄ板 40t ＋ GW50t ＋ AS(60)＋胴縁＋ 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋繊維壁	159		D ― 30
	ｺﾝｸﾘｰﾄ 板 40t ＋ｽﾀｲﾛﾌｫｰﾑ 20t ＋ AS(60)＋ 胴縁＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 5t	165		D ― 30

	ｺﾝｸﾘｰﾄ板 120t ＋繊維壁 3t	123		D ― 30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋ GW20t ＋ AS(91) ＋ﾊﾟｯｷﾝ 10t ＋ﾗﾜﾝ合板 4t　ﾋﾞﾆｰﾙｸﾛｽ仕上	165		D ― 30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付ｺﾝｸﾘｰﾄ板 40t ＋ AS(120)＋胴縁＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 4t	173		D ― 30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 25t ＋ AS(55)＋下地枠 25t ＋ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 4t	149		D ― 30
	PC 板 40t ＋ GW50t ＋ AS(30)＋胴縁＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋じゅらく 10t	169		D ― 30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋発泡ｽﾁﾛｰﾙ 80t ＋ AS(55)＋下地枠＋ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ 7t ＋ﾌﾟﾗｽﾀｰ 11t ＋繊維壁 2t	165		D ― 30
	石綿ｽﾚｰﾄ 4t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 12t ＋ AS(74)＋ GW75t ＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	137		D ― 30
	ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付 PC 板 50t ＋ AS(70)＋ GW25t ＋下地枠＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t ＋繊維壁 18t	187		D ― 30
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 3.2t ＋ﾗﾜﾝ合板 2.7t ＋ GW25t ＋ AS(45.1)＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋合板 4t	84		D ― 30’
	ﾘｼﾝ吹付 PC 板 40t ＋ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ 20t ＋ AS(60)＋合板 4t	155		D ― 30’
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 6t ＋ Fﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝ 18t ＋ AS(54)＋合板 4t　ｸﾛｽ貼	82		D ― 30’
	化粧石綿ｽﾚｰﾄ 6t ＋ GW50t ＋ AS(15)＋ﾗﾜﾝ合板 4t ＋化粧合板 4t	79		D ― 30’
	ﾘｼﾝ吹付ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板 3t ＋合板 5t ＋ GW25t ＋ AS(52)＋合板 5t	90		D ― 30’
	硬質木片ｾﾒﾝﾄ板 12t ＋合板 5.5t ＋ GW25t ＋ AS(59.5)＋合板 4t	106		D ― 30’
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ板＋合板 9t ＋ GW50t(40k)＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ 9t	87		D ― 25

別紙４

民 家 防 音 工 事 の 省 略 に 関 す る 申 出 書

年　　月　　日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団
理事長　　様

申請者　住　所
氏　名　　印

居住者　住　所
氏　名　　印

民家防音工事の実施に当たっては、助成金交付申請書に添付する設計書及び実施仕様書のとおり実施することとし、下記工事の省略をしたいので申請いたします。

なお、本申請により省略した工事につきましては、今後の事情の変更により民家防音工事が必要となったときは、当方において措置することを申し添えます。

記

１　本体工事　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　空調工事　　冷暖房機　　台
換気扇　　台

別紙５

委　託　契　約　書

委 託 業 務　の名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿邸＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事　設計監理業務

履行期間　　契約締結の日より助成金に関する業務完了の日まで

委託料　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

ただし委託料は業務完了時の確定額により精算する。

うち取引に係る消費税額　金　　円

（注）「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の77、第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

頭書業務について「　　」を甲として、受託者「　　」を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

（総　　則）

第１条　乙は、別冊仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

２ 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第３条　乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（委託業務の調査等）

第４条 甲は 、必要と認めるときは 、乙に対して委託業務の進捗状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）
第５条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

（期限の延長）
第６条　乙は、その責に帰すことのできない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対し遅滞なく 、その事由を明示して履行期限の延長を求めることができる 。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）
第７条　委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が、甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

（検査及び引渡し）
第８条 乙は 、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
２ 甲は 、前項の業務完了報告書を受理したときは 、その日から１０日以内に目的物について検査を行わなければならない。
３　前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは 、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
４ 乙は 、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引き渡すものとする。

（委託料の支払い）
第９条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求するものとする。
２　甲は、乙から前項の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（違約金）
第 10 条　乙の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、乙は、

業務委託料の１０分の１を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

（秘密の保持）

第 11 条　乙は、業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第 12 条　この契約書に定めていない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲（注　文　者）　住　所

氏　名　　印

乙（受　託　者）　所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

別紙６

工　事　請　負　契　約　書

収　入

印　紙

注　文　者

（以下「甲」という。）

請　負　者

（以下「乙」という。）

として、この契約書と添付の図面及び仕様書によって工事請負契約を締結します。

１．工 事 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿邸＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事

２．工事場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．工　　期　着手　　年　　月　　日

完成　　年　　月　　日

４．請負代金額　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

うち取引に係る消費税額　金　　円

（注）「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の77、第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

以上この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年　　月　　日

甲（注　文　者）　住　所

氏　名　　印

乙（請　負　者）　所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

丙（設計監理者）　所在地

商号又は名称

代表者氏名

（総　　則）
第１条 甲は、乙及び丙と互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

（ 請　負　者）
第２条 乙は、この工事の図面及び仕様書に従い、頭書の請負代金額をもって前記の期間内に工事を完了しなければならない。図面又は仕様書について、疑 いを生じたとき又は適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ甲に申し出、丙の指示を受け、重要なものは乙丙協議して定める。
２ 乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書、工程表及び工事概要図をすみやかに丙に提出して、その承認を受けなければならない。
３ 工事費内訳明細書に、誤記、違算、脱漏等があっても、そのために請負代金額を変えない。

（ 契約保証人）
第３条 （削除）

（ 一括委任と一括下請負）
第４条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

（ 権利義務の承継等）
第５条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
２ 乙は、工事目的物及び工事現場に搬入した検査済の工事材料は、これを第三者に売却し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

（ 設計監理者）
第６条　丙は、甲に代わって、この契約の履行に必要な次の事務を取り扱う。
（１）　乙の提出する工程表その他仕様書に明示した書類を調査し承認すること。
（２）　実施計画に基づいて施工に必要な詳細図、原寸図、工程表によっ

て適当な時期に検査して承認すること。

（３）　施工一般について、 乙又は乙の現場代理人に指図すること。

（４）　工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立ち会うこと。

（５）　図面、仕様書などに基づいて工事の出来形検査を行い、引渡しに立ち会うこと。

（６）　工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査すること。

（７）　この工事とこれに関連する他の工事との総合調査にあたること。

２　丙は、甲の承諾せる代理人を定めて監理させ、又は工事現場に駐在し、丙の指図を受けてもっぱら施工を監督する現場係員をおくことができるものとし、これらの場合はあらかじめ乙に通知する。

（現場代理人）

第７条　乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間などの工事現場の運営に関する重要な事項については、丙と協議する。

（ 工事関係者についての異議）

第８条 甲は、丙の意見をきいて 、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者があるときは 、その理由を明示して乙に異議を申し立て 、又はその交代を求めることができる。

２　乙は 、丙の代理人又は現場係員の処置が著しく適当でないと認めたときは 、その理由を明示して丙に異議を申し立て 、又はその交代を求めることができる。

　また、丙 の処置が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

（ 乙の請求による工期の延長）

第９条　乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。 この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（ 一般的損害）

第 10 条 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲の負担とする。

（ 第三者の損害）

第 11 条　乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

（ 工事完成保証人）
第 12 条　(削除)

（火災保険）
第 13 条　乙は、工事目的物及び工事材料等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。
２　乙は 、前項の規定により保険契約を締結したときは 、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。

（損害保険）
第 14 条　乙は、工事目的物及び関連する建物等について、使用管理上のものは勿論のこと、管理外の部分についても法律上賠償責任が発生するおそれがあるものについて損害保険を付さなければならない。
２ 乙は 、前項の規定により保険契約を締結したとき、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）
第 15 条　乙は、工事が完了したときは、丙に検査を求め、丙は、遅滞なくこれに応じて､乙の立会いのもとに検査を行う｡検査に合格しないときは、乙は工期内又は丙の指定する期間内にこれを補修又は改造して丙の検査を受ける。
２　乙は、前 項の検査によって工事の完成を確認した後 、ただちに甲に書面をもって当該目的物の引渡しを行わなければならない。
３　乙は 、引渡期日までに丙の指図に従って仮設物の取払いその他後片付けなどの処置を行わなければならない。

（請負代金の支払い）

第 16 条　乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

２　甲は、乙から前項の請求を受けたときは 、速やかに請負代金を支払うものとする。

（甲の解除権）

第 17 条　甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害を賠償する。

２ 甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとし 、乙に損害の賠償を求めることができる 。なお 、契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算する。

（１） 乙が正当な理由なく 、着手期間を過ぎても工事に着手しないとき。

（２） 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

（３） 乙が第5条の規定に違反したとき。

（４） その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

（乙の解除権）

第 18 条　乙は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

（１） 乙の責に帰し得ない工事の遅延又は中止期間が 、工期の３分の１以上又は２月に達したとき。

（２） 甲がこの契約に違反し 、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。

２　前項の場合、 乙は甲に対し、損害の賠償を求めることができる。

３　第１項による契約解除のときは 、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算する。

（かし担保）

第 19 条　乙は、引渡しの日から２年以内に、工事目的物のかしによって、滅失又はき損が発生したときは、そのかしを補修し又は補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償をしなければならない。ただし、この期間は、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他工作物等のかしによって、滅失又はき損が発生した場合については３年とする。

２　前項において 、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合に乙が補修又は損害の賠償をしなければならない期間は、１０年とする。

（紛争の解決）

第 20 条　この契約について紛争が生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方又は一方からあっせん、調停又は仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあっせん又は調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。

（補則）

第 21 条　この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めることとする。

別紙７

工　事　請　負　契　約　書

収　入 印　紙

注　文　者

（以下「甲」という。）

請　負　者

（以下「乙」という。）として、この契約書と添付の図面及び仕様書によって工事請負契約を締結します。

１．工 事 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿邸＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工 事

２．工事場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．工　期　着手　　年　　月　　日

完成　　年　　月　　日

４．請負代金額　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

うち取引に係る消費税額　金　　円

（注）「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第１項、第29条及び地方税法第72条の77、第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

以上この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲（注　文　者）　住　所

氏　名　　印

乙（請　負　者）　所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

（総　　則）
第１条 甲及び乙は、互いに協力して信義を守り 、誠実にこの契約を履行する。

（請　負　者）
第２条 乙は 、この工事の図面及び仕様書に従い、頭書の請負代金額をもって前記の期間内に工事を完了しなければならない。図面又は仕 様書について、疑いを生じたとき又は適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ甲に申し出てその指示を受ける。
２ 乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書、工程表及び工事概要図をすみやかに甲に提出して、その承認を受けなければならない。
３ 工事費内訳明細書に、誤記、違算、脱漏等があっても、そのために請負代金額を変えない。

（一括委任と一括下請負）
第３条　乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

（権利義務の承継等）
第４条 乙は 、甲の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
２ 乙は、工事目的物及び工事現場に搬入した検査済の工事材料は、これを第三者に売却し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

（設計監理者）
第５条　甲は、設計監理者を定めたときは、乙に通知するものとする。当該設計監理者が甲の承諾する代理人又は現場係員をおく場合も同様とする。
２　設計監理者は、この契約書に基づく甲の権限に関し、甲から委託された権限を有する。

（現場代理人）
第６条　乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間などの工事現場の運営に関する重要な事項については、甲と協議する。

（工事関係者についての異議）

第7 条　甲は、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者があるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。

2 乙は、甲の定める設計監理者が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

3　乙は、甲の定める設計監理者の代理人又は現場係員が工事の監理について著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立て、交代を求めることができる。

（乙の請求による工期の延長）

第8 条　乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは 、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。 この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（一般的損害）

第9 条 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は 、乙の負担とする 。ただし 、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲の負担とする。

（第三者の損害）

第 10 条 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

（損害保険）

第 11 条　乙は、工事目的物及び関連する建物等について、使用管理上のものは勿論のこと、管理 外の部分についても法律上賠償責任が発生するおそれがあるものについて損害保険を付さなければならない。

2 乙は 、前項の規定により保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第 12 条 乙は、工事が完了したときは、ただちに甲に通知し、甲の検査を受け 、検査に合格しないときは、乙は工期内又は甲の指定する期間内にこれを補修又は改造して再検査を受けなければならない。

2 乙は 、前項の検査によって工事の完成を確認した後、ただちに甲に書面をもって当該目的物の引渡しを行わなければならない。

3 乙は 、引渡期日までに、仮設物の取払いその他後片付けなどの処置を行わなければならない。

（請負代金の支払い）

第 13 条　乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

２　甲は 、乙から前項の請求を受けたときは 、速やかに請負代金を支払うものとする。

（甲の解除権）

第 14 条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

（１）　乙が正当な理由なく、着手期間を過ぎても工事に着手しないとき。

（２）　工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

（３）　その他、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定により、契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは 、乙に損害の賠償を求めることができる 。工事の出来形部分については甲の所有とし、 甲乙協議してこれを精算する。

（かし担保）

第 15 条　乙は、引渡しの日から隣接区域住宅防音工事においては２年以内、空気調和機器追加工事においては１年以内に、工事目的物のかしによって、滅失又はき損が発生したときは、そのかしを補修し又は補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償をしなければならない。ただし空調機等の保証期間は、そのメーカーの保証書による。

２　前項において、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合に乙が補修又は損害の賠償をしなければならない期間は、１０年とする。

（紛争の解決）

第 16 条　この契約について紛争が生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方又は一方からあっせん、調停又は仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあっせん又は調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。

（補則）

第 17 条　この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めることとする。

別紙８

委　任　状　兼　送　金　依　頼　書

年　　月　　日

下記記載の受任者に民家防音工事助成金（工事費）の受領に関する権限を委任します。

委任者　　住　所
　　氏　名　　印

受任者　　住　所（所在地）
（工事請負者）　氏　名（名　称）

年　　月　　日

公益財団法人　成田空港周辺地域共生財団
理事長　　様

受任者　　住所（所在地）
（工事請負者）　氏名（名　称）　　印

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団から支払われる金　　円の民家防音工事助成金の受領に関する権限を受任したので、下記振込指定金融機関の預金口座へ振込みによりお支払いくださるよう依頼いたします。

記

１　送　金　方　法　　電信振込（普通）

２　振込指定金融機関　　金融機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿
　　本店・支店・支所名　＿＿＿＿＿＿＿＿

３　預　金　種　別　　当座預金　・　普通預金

４　口　座　番　号　＿＿＿＿＿＿＿＿

５　口　座　名　義　　（フリガナ）
＿＿＿＿＿＿＿＿

６　預金口座指定回数　　初　回　　・　　二回目以降

７　預金口座の変更　　な　し　　・　　あ　り（変更箇所：　　）

（注）指定する振込金機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。

別紙８の２

委　任　状　兼　送　金　依　頼　書

年　　月　　日

下記記載の受任者に民家防音工事助成金（設計監理費）の受領に関する権限を委任します。

委任者　　住　所
　　氏　名　　印

受任者　　住　所（所在地）
（設計監理者）　氏　名（名　称）

年　　月　　日

公益財団法人　成田空港周辺地域共生財団
理事長　　様

受任者　　住所（所在地）
（設計監理者）　氏名（名　称）　　印

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団から支払われる金　　円の民家防音工事助成金の受領に関する権限を受任したので、下記振込指定金融機関の預金口座へ振込みによりお支払いくださるよう依頼いたします。

記

１　送　金　方　法　　電信振込（普通）

２　振込指定金融機関　　金融機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　本店・支店・支所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　預　金　種　別　　当座預金　・　普通預金

４　口　座　番　号　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　口　座　名　義　　（フリガナ）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　預金口座指定回数　　初　回　　・　　二回目以降

７　預金口座の変更　　な　し　　・　　あ　り（変更箇所：　　）

（注）指定する振込金機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。

別紙９

（削除）